

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成7年11月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年4月11日から同年11月10日まで
申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、A社とC社は同系列会社であり、平成7年11月10日付けで同社に異動になるまでA社で勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び当時の事務長の回答により、申立人が系列会社に継続して勤務し（平成7年11月10日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているものの、当該事業所が保管している申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成

7年4月11日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

青森国民年金 事案 688(事案 272 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間及び同年7月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和58年7月から59年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私が3か月に1回とかまどめてA市役所で直接納付していた。納付すると手帳くらいの大きさのものに印鑑を押してもらったと記憶している。また、B業務を営し相応の収入を得ていたことから、国民年金保険料を免除申請した覚えは無く、申立期間が申請免除期間とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金保険料の申請免除手続を行った記憶が無いとしているが、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いまま市町村が保険料を免除することは考え難い上、社会保険庁(当時)の記録を見ると昭和57年10月から58年3月までの期間、同年7月から59年3月までの期間及び61年4月から63年3月までの期間が申請免除の期間として記録されており、申請手続の都度、その申請日と処理日が入力されていることを踏まえると、記録管理の不備をうかがうことはできないこと、ii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立期間当時は経営するB業務

の収入が相応にあったことから、申立期間を申請免除した覚えは無く、国民年金保険料を納付した資料として新たに国民年金手帳が見付かったとして申立てを行っている。

しかしながら、申立人が申立期間に納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とは相違している。

また、申立人が国民年金保険料の納付を示す資料として新たに国民年金手帳を提出したが、当該国民年金手帳からは申立期間の保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年11月22日まで
申立期間について、昭和36年2月以前からA社に勤務し、平成元年*月*日に死亡するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同年4月1日で厚生年金保険被保険者資格が喪失とされていることに納得できないので調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「私の亡き夫は、昭和36年2月以前から平成元年*月*日に死亡するまで継続してA社に勤務していた。」と申し立てしているところ、当該事業所の元事業主及びその妻並びに元同僚の証言により、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、その後事業を継承した元事業主に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、同人は、「当時の関係資料が無いため、申立人の厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答し、申立人が死亡した後に事務を担当した同人の妻は、「申立人は入退院を繰り返していた。厚生年金保険等の事務は申立人が行っており、私自身は手続を行っていないので分からない。私は申立人が亡くなった後に事務全般を引き継いでおり、当時のことは資料が無く分からない。」と供述しており、申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録のある元同僚は、「申立人は知っているが、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述し

ており、申立てを裏付ける具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の離職日は、平成元年3月31日となっており、その翌日が厚生年金保険の資格喪失日となることから、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の妻は、「申立期間当時、夫は社会保険事務所（当時）の健康保険被保険者証で病院を受診していた。」と主張しているものの、オンライン記録により、申立人の健康保険被保険者証は平成元年4月13日に返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。